

**国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 令和 4 年 7 月施行の組織改正に伴い、教育次長の職名が変更されることから、各条例の一部を改正するものである。

**国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を
改正する条例案**

(国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第 1 条 国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 9 月国立市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 号中「教育次長」を「教育部長」に改める。

(国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例の一部改正)

第 2 条 国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成 21 年 3 月国立市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

(国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第 3 条 国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例（平成 25 年 3 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。